
有限会社前田林業

ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書

2025年12月29日



青森みちのく銀行

株式会社青森みちのく銀行（以下、当行）は有限会社前田林業（以下、当社）に対してポジティブ・インパクト・ファイナンス（以下、PIF）を実施するにあたって、当社の事業活動が環境・社会・経済に及ぼすインパクト（ポジティブな影響及びネガティブな影響）を分析・評価し、「ポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書」（以下、本評価書）を作成した。

本評価書における分析・評価は、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）が提唱した「PIF原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合させるとともに、ESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」に整合させたうえで、当行が開発した評価体系に基づいて行っている。

なお、当行が開発した当該評価体系については、株式会社日本格付研究所（以下、JCR）から第三者意見書の提供を受けている。

【評価対象のファイナンス概要】

企 業 名	有限会社前田林業
借 入 金 額	50,000,000 円
資 金 使 途	運転・設備資金
借 入 期 間	5年

【目次】

1. 企業概要	4
(1) 企業情報	4
(2) 事業活動	5
(3) 経営方針	8
(4) サステナビリティ	9
2. インパクトの特定・評価	17
(1) インパクト分析	17
(2) ロジックモデルによる整理	18
(3) インパクトの特定	19
(4) インパクトニーズの確認	22
(5) インパクトの評価	25
3. モニタリング	28
(1) 当社におけるモニタリング体制	28
(2) 当行によるモニタリング体制	28

1. 企業概要

(1) 企業情報

【企業情報】

企 業 名	有限会社前田林業
所 在 地	青森県東津軽郡外ヶ浜町字蟹田南沢山口 25-1
代 表 者	代表取締役 前田 義文
設 立	1980 年 12 月 25 日
資 本 金	1,000 万円
売 上 高	4.1 億円 (2024 年 12 月期)
従 業 員 数	27 人 (2025 年 9 月時点)
事 業 内 容	<ul style="list-style-type: none">立木の伐採及び丸太販売森林整備事業造林事業一般貨物自動車の運送事業
事 業 抱 点	本社兼倉庫兼貯木場 (東津軽郡外ヶ浜町蟹田南沢山口) 倉庫 (東津軽郡外ヶ浜町蟹田小国品吉) 倉庫兼貯木場 (東津軽郡蓬田村広瀬字高根) 貯木場 (青森市駒込字桐ノ沢) 貯木場 (青森市滝沢字下川原)
主要取引先	東北森林管理局／青森県森林整備事業協同組合／ 青森県森林組合連合会／株式会社資材支援グループ／ 秋田プライウッド株式会社／ ファーストプライウッド株式会社

【沿革】

1980 年 12 月	有限会社前田林業 設立
1995 年 3 月	増資 (資本金 1 百万円→3 百万円)
1998 年 11 月	前田武廣氏が代表取締役へ就任
2007 年 3 月	増資 (資本金 3 百万円→1 千万円)
2017 年 10 月	前田義文氏が代表取締役へ就任

(2) 事業活動

【事業内容】

当社は立木の伐採や造林といった林業を祖業に、1980年12月に青森県東津軽郡外ヶ浜町にて設立。外ヶ浜町を中心に東青～西北地域を主な営業エリアとしている。

主な事業としては、森林管理局からの素材生産請負事業と、国有林や民有林の購入による素材生産事業、森林管理局からの造林事業の請負の3つとなっている。

＜伐採の様子＞



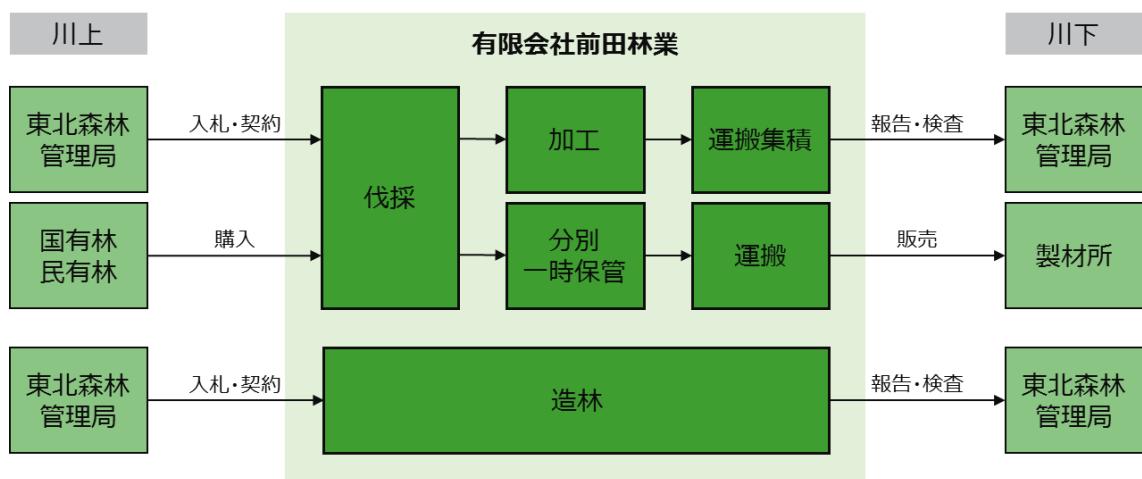
＜木材の計測＞



(出所) 当社HPより引用

主な営業エリアである東青地域は急峻な山地が多く、伐採の難易度が比較的高い地域であるが、当社には高いノウハウを持つ作業員が多く在籍しているため、エリアを選ばずに受注することが可能である。また、一般的な林業事業者は伐採した木材の運搬を運送事業者へ外注しており、コスト面において外的要因で影響を受けるケースが多いが、当社は運送部門を自前で設けているため、大口の販売先からも距離がある東青地域においても競争優位を発揮することができている。

＜ビジネス商流図＞



(出所) 当社へのヒアリングにより当行作成

【事業実施体制】

当社は生産部・運送部・造林部・総務部の4つの事業部門に分かれており、取締役会にて各部門を統括している。

生産部は2班体制となっており、前田義文代表取締役を中心に主に国有林・私有林の伐採を担当する班と、前田智広専務・前田英広常務を中心に素材生産請負事業を担う班に分かれて活動を行っている。

＜運送部＞



＜造林部＞

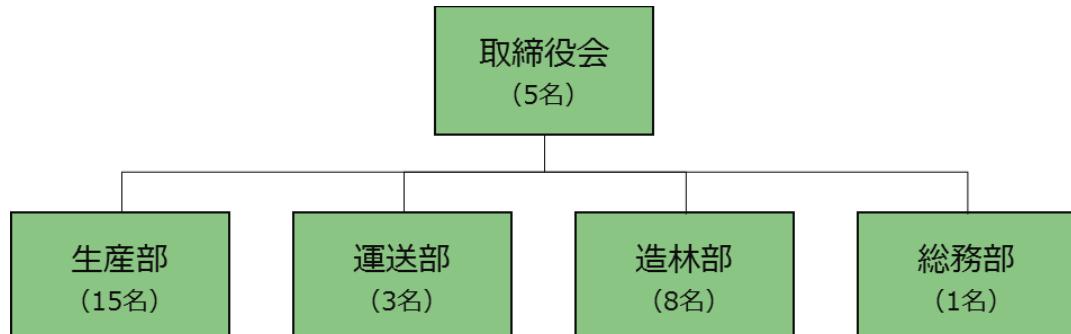


(出所) 当社 HP より引用

運送部は生産部によって伐採され、販売できる状態まで加工された丸太を、秋田県や青森県六戸町などの製材加工会社まで運搬を行っている。

造林部は、木々の枝や幹、雑草を整理する「地拵え（じごしらえ）」や木の苗を植林する「植付」、木々に日光が当たりやすくなるよう雑草や枝を刈り払う「下刈り」などを担っている。造林作業は降雪時の稼働が困難であるため、冬期間は生産部の仕事を一部担っており、また一部の従業員は季節労働の雇用形態をとっている。

＜組織図＞



(出所) 当社へのヒアリングにより当行作成

【主な取得認証・制度登録等】

制度名	制度概要
青森県産材認証制度 認定登録者	青森県内で生産された木材(県産材)の利用を促進性、地域経済の振興と持続的な森林経営を目的とした制度。
林業労働力の確保の促進に関する法律 認定事業主	林業の健全な発展と林業労働者の雇用の安定に寄与するため、林業事業主による「雇用管理の改善」と「事業の合理化」を一体的に促進するために必要な措置を定めた法律。
青森県意欲と能力のある林業経営者 認定事業者	認定された林業経営者は、市町村が森林所有者から委託された森林の経営管理を任せられる信頼できる事業者として位置づけられる制度。
木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン 認定事業者	木材や木材製品が、生産国の法令を遵守して合法的に伐採されたものであり、かつ、森林が持続可能な方法で適切に管理されていることを証明するガイドライン。
発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン 認定事業者	「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(FIT法)」に基づく固定価格買取制度の対象となる木質バイオマス燃料が、定められた基準(合法性、持続可能性、原料区分など)を満たしていることを証明するガイドライン。

(出所) 林野庁 HP、厚生労働省 HP、青森県 HP より引用

【従業員の保有資格】 <2025年9月時点実績>

資格	人数	資格	人数
林業技士	3人	フォレストマネージャー	1人
フォレストリーダー	6人	フォレストワーカー	12人
伐木等業務	30人	伐木等機械運転	25人
造林作業指揮者	6人	伐木等業務従事者教育	10人

(出所) 当社資料より当行作成

(3) 経営方針

【取組方針】

当社の取組方針を以下のように定め、ホームページでの公表を行っている。

メッセージ

森と人。 共存できる社会を造る。 木の優しさ、温もりを届けます。

森林を適切に保護、管理し、次世代へ資源を繋ぐ責務を担うとともに、木材資源を必要とする人々へ素材を生産しあ届けする。

林業は、人はもちろん、地球環境にとっても無くてはならない事業です。

林業は皆様にとって身近な存在ではないかも知れません。しかし、私たちは林業が皆様の暮らしを支えていく重要な仕事だと、責任と誇りを持っていいます。

木材資源は住宅の構造材のほか、電気の発電燃料に利用されたり、紙製品の資源として利用されたりするなど、実は生活に必要な様々な製品に利用されています。

資源を使うだけではなく、日本の国土の3分の2を占める豊かな森林を後世に残し、木材資源を確保するため、私たち前田林業は日々努力してまいります。

(出所) 当社 HP より引用し当行作成

(4) サステナビリティ

【サステナビリティへの取り組み】

A. 環境面

＜再造林事業を通じた森林の再生＞

当社は再造林事業を通じて、地球温暖化対策や2050年ネット・ゼロ実現に貢献している。森林はCO₂の吸収源としての機能があり、地球温暖化防止には、温室効果ガスの排出削減対策とともに、森林等の吸収源による対策が重要である。特に成長過程の若い木は、高齢木に比べてCO₂の吸収量が高い傾向にあるため、再造林により森林の「若返り」を図ることでより多くのCO₂の吸収を期待することができる。

当社は持続的な林業基盤の構築に向けて、再造林事業を安定的に実施できるよう、伐採から伐採後の再造林の一体的な実施体制を整備している。国有林については、皆伐後の再造林を必ず行っており、入札案件に関しても、主伐面積に対する5割以上の再造林の入札に参加することとしている。民有林については所有者の判断による部分が大きいものの、所有者に対する再造林の働きかけや、自社努力による伐採地の地探しを行っている。

＜林業におけるネット・ゼロ実現に向けた取り組み＞



(出所) 林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」より引用

＜環境に配慮した重機・車両の使用＞

当社は燃費の良い車両の積極的な使用により、CO₂の排出抑制に貢献している。当社は工場のような施設は保有しておらず、主なCO₂排出源は現場で使用する重機や車両の使用によるものである。

事業規模の拡大に伴い、重機・車両の増台が継続しているため、環境配慮型車両への全面的な更新へは着手できていないものの、排出ガス規制をクリアしており、かつ可能な限り低燃費かつ排ガス性能が高い新しい重機・車両を使用することで、CO₂排出量の削減に貢献している。

また今後は、事業全体によるCO₂排出量の可視化や削減計画の策定にも取り組む方針としている。

＜使用している車両・建機＞



(出所) 当社HPより引用

＜土壤の保護・生物への住処の提供＞

当社は森林整備や治山事業などを通じて、生物多様性の保全に貢献している。森林は雨水を蓄える機能や土壤の流出を防ぐ機能を高く保有しているため、森林の適切な管理を通じて、生物の生息環境の安定にも寄与している。

森林経営計画に基づいた適切な間伐は林内への太陽光の透過量を増やし、林床の植生や土壤動物の多様性を高める効果がある。また上述のような「伐る」→「使う」→「植える」→「育てる」という持続可能な循環利用システムは、森林の若返りを促し、生態系の健全性を保つことにもつながる。

当社は国土保全や水源涵養等の公益的機能が発揮される保安林の治山事業などを通じて、豪雨などに伴う土砂災害の防災・減災対策などにも貢献している。

＜マテリアルとしての木材の代替利用促進＞

当社は、伐採した木材を省エネ資材やバイオマス燃料として販売することを通じて、サプライチェーンによる環境負荷の軽減に貢献している。

木材は鉄等の他資材に比べ製造時のエネルギー消費が少なく、建設段階の床面積当たりで CO₂ 排出量を約 3/5 に削減することが可能である。また、木材を木質バイオマス燃料としてエネルギー利用することで、石炭や重油などの化石燃料の使用を代替することが可能である。

実際に、当社で生産された木材の約 7 割が建設資材として、約 3 割が木質バイオマス燃料として使用されている。当社は青森県の県産材利用を奨励する「青森県産材認証制度」の認定登録を受けており、県産材の住宅等への利用促進に向けた方針への賛同を表明している。また、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」の認定事業者としての登録も受けており、ガイドラインに則った適切な木材の管理を行っている。

＜廃棄物削減への取り組み＞

当社は、事業活動による廃棄物を最小限にする活動を通じて、産業廃棄物の発生を抑制している。当社の廃棄物の主な発生源は、伐採によって生じる枝葉や端材となるが、山林に放棄されないよう極力回収の上、紙資源やバイオマス燃料としての活用を行っている。

また事務所内においても、紙の無駄遣いをしないような心がけや、社内ミーティング時にはホワイトボードを使用するなど、地道な努力を積み重ねている。

B.社会面

＜労災発生防止対策＞

当社は労働災害の発生防止に向けた取り組みを行っている。林業業界においては、労働災害の発生率の高さが課題であり、近年の法整備などにより労災発生率は減少傾向にあるものの、他産業と比較すると依然として発生率は高い傾向にあるため、労災対策は業界全体として取り組むべき課題として認識されている。

当社は、毎年作成する安全衛生管理計画表に基づいて、労災の発生防止に向けた対策を行っている。令和7年度は全体的な基本方針と年間目標に基づき、9つの重点施策とそれに対応する実施項目をそれぞれ定め、担当ごとに目標達成に向けた取り組みを行っている。

＜令和7年度（1～12月）安全衛生管理計画表＞

基本方針	<ul style="list-style-type: none">・労働安全衛生関連法令を遵守する。・安全意識の高揚を図り、災害、疾病を未然に防止する体制を確立する。・現地KY（危険予知）による実施事項を実施する。
年間目標	<ul style="list-style-type: none">・休業4日以上の災害ゼロ
重点施策	<ul style="list-style-type: none">・安全衛生管理体制の充実強化・日常的安全衛生活動の展開・危険・有害要因の除去・低減（リスクアセスメントの実施）・施設・機械設備の安全化の促進・作業方法の安全化・安全衛生教育の推進・作業環境の改善・健康保持増進対策の推進（受動喫煙防止対策を含む）・安全衛生行事の実施

これらの活動が評価され、青森労働局より令和2年に奨励賞、令和6年に優良賞を受賞しており、労災の発生状況についても2014年10月から2025年6月までは休業4日以上の労災はゼロを継続している。直近では2025年6月に1件発生したが、今後も安全衛生管理表を踏まえた取り組みにより、休業4日以上の労災ゼロを目指していく方針である。

＜労働環境整備＞

当社は従業員の心身の健康を維持するため、健康保持増進対策の推進を全社的に行っている。労働安全衛生法に基づく定期健康診断は受診率 100%を維持しており、有所見者への受診や治療についても継続的に実施するよう働きかけを行っている。

有給休暇については、年間の平均有休付与日数は 16.7 日であるのに対し、平均有休取得日数は 16.1 日、平均有休消化率は 96%と、他業界に比しても高い水準を誇っている。経営陣からの発信を中心に有休を取得することを全社的に奨励しており、気兼ねなく取得できるような環境整備を行っている。

残業時間については、月 2 回程度の土曜出勤の勤務時間も加算されるため、一般的な残業時間の指標に比べやや高い水準となるものの、36 協定を遵守した上で残業時間を最小限に抑えられるよう働きかけを行っている。

＜住環境整備への貢献＞

当社は林業による木材生産により、木造住宅の普及に貢献している。上述の通り当社で生産された木材の 7 割は住宅用途として活用されており、かつ青森県産材に関する認証制度の登録を受けているなど、当地における住環境整備の観点からも重要な役割を担っている。

＜伐採した木を測量する様子＞



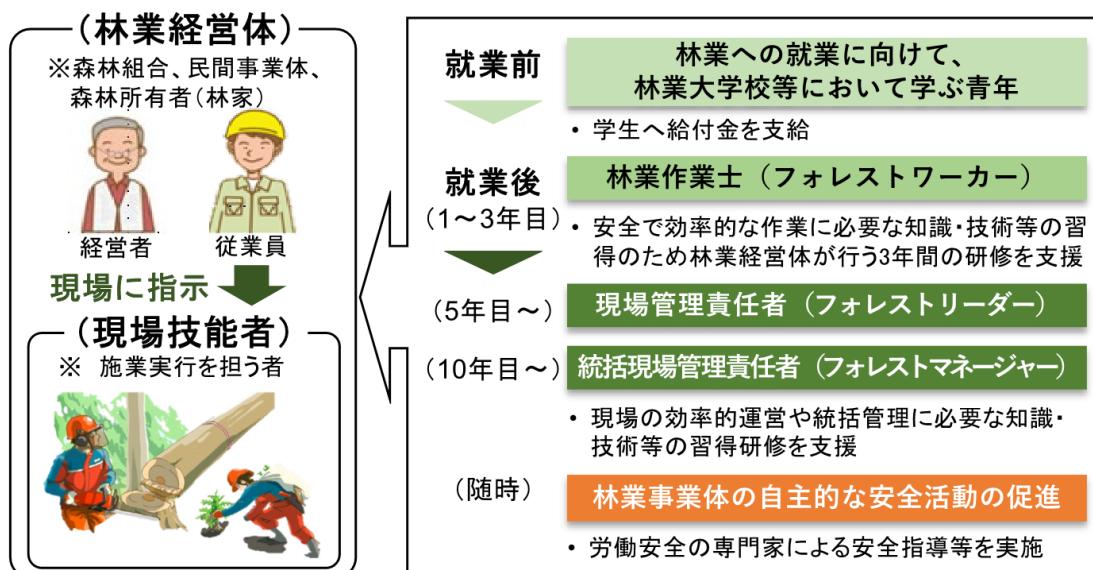
(出所) 当社 HP より引用

＜従業員への教育・費用負担＞

当社は従業員のスキルアップ支援の一環として、林野庁の「緑の雇用」事業を積極的に活用している。林業は現場での技術力が一定程度求められ、かつ労働安全対策が課題であることから、「緑の雇用」事業を通じて新規就業者の確保と現場技能者として段階的・体系的に育成を行っている。

当社においても、林業未経験者は入社後すぐに「緑の雇用」事業による研修カリキュラムに参加し、一人前の林業作業士（フォレストワーカー）になるまで数年にわたって実地訓練や研修を行うフローを確立している。

＜「緑の雇用」事業等による現場技能者への確保・育成＞



(出所) 林野庁「森林・林業・木材産業の現状と課題」より引用

また、その他業務上必要となる資格や免許の資格取得にかかる費用や、技術力向上に向けた講習の受講に関する費用などは、すべて会社が負担しており、従業員のスキルアップに向けた環境整備にも取り組んでいる。2024年度においては、8件の費用負担を実施している。

＜多様な人材の活躍＞

当社は従業員の多様性を尊重し、全従業員が活躍できる職場環境づくりを行っている。当社の就業規則において、セクシュアルハラスメントやパワーハラスメントの禁止を明記している。

また、子育て世代も働きやすい社内体制整備を行っており、産前産後休業や生理休暇、育児・介護休業、看護休暇の整備を行っているほか、条件を満たす従業員は業務時間内の30分の育児時間も取得できるとしている。全社員における女性従業員比率は3%と業種柄低位ではあるものの、対象者における育児・介護休業の取得率は100%となっている。

＜地域の業界水準を上回る給与支給＞

当社は地域の平均水準以上の給与支給を通じて、従業員の生活基盤の確保や就労意欲の向上に取り組んでいる。賃金構成としては、「基本給」のほか、通勤手当や特別手当を含む「手当」と、時間外労働や休日労働、深夜労働による「割増賃金」によるものとしている。基本給については、日給制と月給制を採用しており、基本的には日給制による支給が行われている。

給与水準については、厚生労働省の「賃金構造基本統計調査」の産業別及び都道府県別の結果を勘案しながら、県内平均よりも高い水準に設定を行っている。当社では長年積極的な賃上げに取り組んでおり、当社による先行した賃上げが、県内の業界他社での賃上げを促進することにもつながっている。

これらの法定水準以上の福利厚生や給与水準に関する取り組みが、離職者数の少なさや安定的な就職希望数の維持につながっており、事業規模の拡大段階にある当社を支える大きな要因の一つとなっている。

C.経済面

<地区内における業界発展への貢献>

当社は県内同業他社に対する安全衛生指導などを通じて、業界全体の発展にも貢献している。当社専務取締役の前田智広氏は、林業・木材製造業労働災害防止協会青森県支部の安全指導員や、「緑の雇用」事業の安全指導員としても活動しており、県内林業事業体に向けて各種講習会や技術指導会で講師を行う等の普及活動を行っている。また、林業・木材製造業労働災害防止協会東北地区担当の安全管理士との意見交換を通じて、当社取組内容をモデルとした県外への普及活動にも寄与している。

なお、前田智広氏は、林業技術を競う「日本伐木チャンピオンシップ」の第1回、第2回大会を連覇しており、その世界大会にあたる「世界伐木チャンピオンシップ 2014 in スイス」にも出場を果たしている。その高い技術力や安全意識・知識に基づいた指導力は、自社のみならず、県内外の同業者のレベルアップに大きく貢献している。

<第1回日本伐木チャンピオンシップ>



<第32回世界伐木チャンピオンシップ>



(出所) 全国森林組合連合会 HPより引用

<指導の様子>



(出所) 当社提供

2. インパクトの特定・評価

(1) インパクト分析

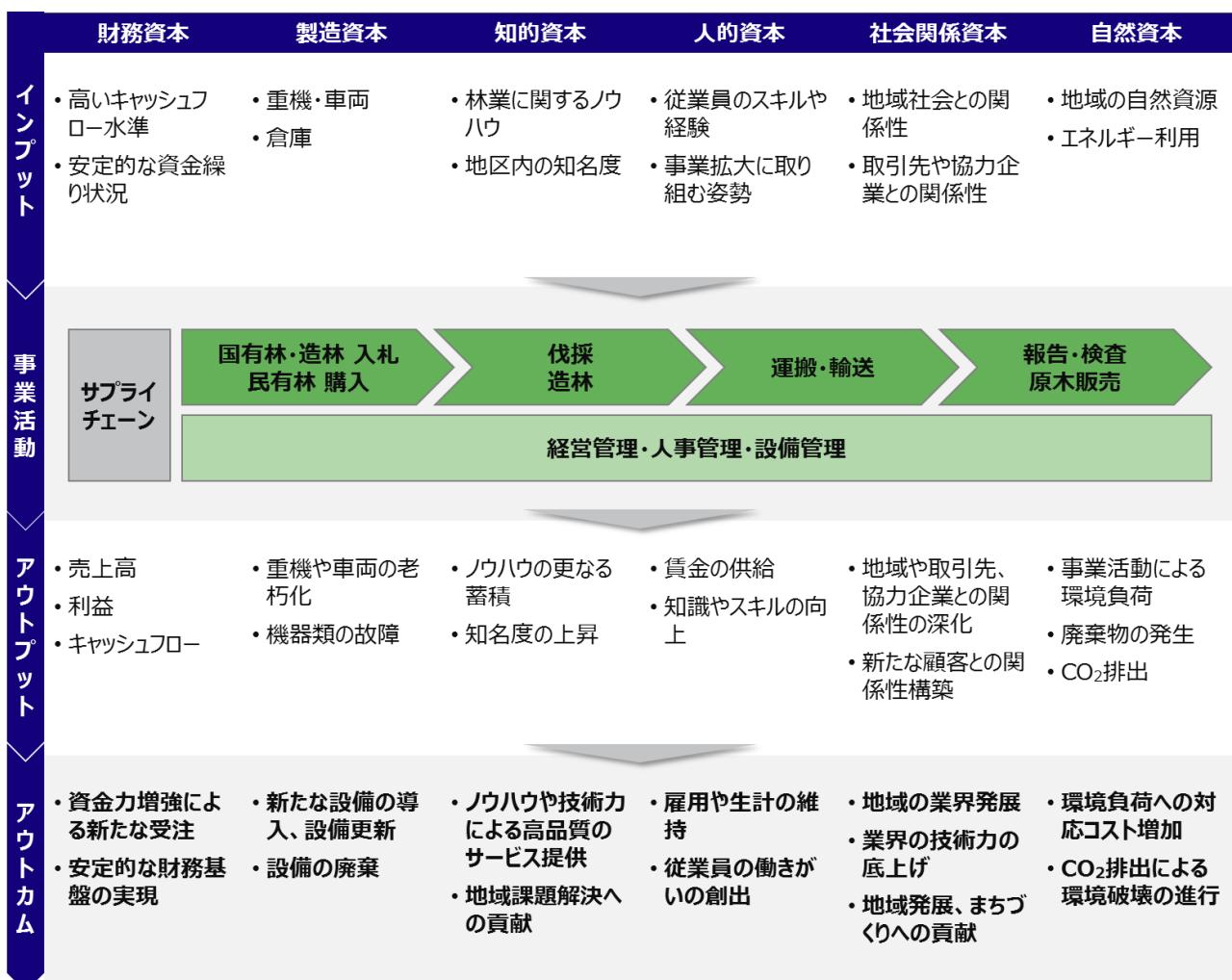
UNEP FI が公表しているインパクトレーダーにより特定された当社のポジティブインパクト (PI) 及びネガティブインパクト (NI) は以下の通り。

国際標準産業分類			0220		0210	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	ロギング		造林およびその他の林業活動	
			PI	NI	PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争		●		
		現代奴隸	●●		●●	
		児童労働	●●		●●	
		データプライバシー				
		自然災害	●●		●●	
	健康および安全性	—		●●		●●
		水	●●		●●	
		食料				
		エネルギー				
		住居	●	●		
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	健康と衛生				
		教育				
		移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
	生計	文化と伝統				
		ファイナンス				
		雇用	●●		●●	
		賃金	●	●●	●	●●
		社会的保護	●●		●●	
	平等と正義	ジェンダー平等	●●		●●	
		民族・人種平等	●●		●●	
		年齢差別				
		その他の社会的弱者	●●		●●	
社会経済	強固な制度平和安定	法の支配				
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄				
	インフラ	—				
	経済収束	—				
自然環境	気候の安定性	—		●●	●●	
	生物多様性と生態系	水域				
		大気				
		土壤			●●	
		生物種	●●	●●	●●	
		生息地	●●	●●	●●	
	サーキュラリティ	資源強度	●●			●
		廃棄物	●			●

● : 関連のあるカテゴリ、●● : 関連の強いカテゴリ

(2) ロジックモデルによる整理

当社のバリューチェーンに基づきロジックモデルを作成し、以下のように当社のインパクトを整理した。ロジックモデルにおいては、6つの資本（財務資本、知的資本、人的資本、製造資本、社会関係資本、自然資本）の観点から、どのような「インプット」を用いて「事業活動」を行い、その結果としてどのような「アウトプット」が生じるか、そしてそのアウトプットがどのような「アウトカム」を引き起こすかの整理を行った。



(3) インパクトの特定

以上の分析を踏まえて、当社の事業や取り組みによるインパクトを以下のように特定した。

大分類	取組内容	インパクトエリア	インパクトトピックス	PI/NI
社会	・ 森林整備や治山活動を通じた土壤の保護・生物への住処の提供	人格と人の安全保障	自然災害	PI
	・ 有休取得の奨励や時間外勤務時間の削減、労災発生防止対策等の労働環境整備	健康および安全性	－	NI
	・ バイオマス燃料としての木材利用の促進	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	エネルギー	PI
	・ 木材の住宅使用による住環境整備への貢献	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	住居	PI
	・ 積極的な従業員教育及び資格の取得費用・講習参加費用の負担	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	PI
		生計	社会的保護	NI
	・ 休暇制度やハラスメントの禁止を明記した就業規則に基づいた多様な人材の活躍	生計	雇用	PI
		平等と正義	社会的保護	NI
		平等と正義	ジェンダー平等	NI
	・ 地域内の業界水準を上回る給与支給	生計	賃金	PI
経済	・ 業界団体が主催する同業他社に対する技術指導や安全講習などへの講師派遣	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	PI
環境	・ 再造林事業を通じた森林の再生	気候の安定性	－	PI
		セキュラリティ	資源強度	NI
	・ CO ₂ 排出量の算定及び削減計画の策定・実施	気候の安定性	－	NI
		気候の安定性	－	NI
		生物多様性と生態系	大気	NI
	・ CO ₂ 排出量削減に向けた、環境に配慮した重機・車両の積極使用	セキュラリティ	資源強度	NI
		生物多様性と生態系	土壤	PI
			生物種	PI
			生息地	PI
	・ 森林整備や治山活動を通じた土壤の保護・生物への住処の提供	セキュラリティ	資源強度	PI
	・ 省エネ資材としての木材利用の促進	セキュラリティ	資源強度	NI
	・ 伐採過程に発生した端材等は極力バイオマス燃料等に利用		廃棄物	NI

最終的に特定された当社のインパクトは以下の通り。

⇒

当社全体			修正前		修正後	
大分類	インパクトエリア	インパクトトピック	PI	NI	PI	NI
社会	人格と人の安全保障	紛争		●		
		現代奴隸		●		
		児童労働		●		
		データプライバシー				
	健康および安全性	自然災害		●	●	
		—		●		
		水		●		
		食料				
	資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	エネルギー			●	
		住居	●	●	●	
		健康と衛生				
		教育			●	
	移動手段	移動手段				
		情報				
		コネクティビティ				
		文化と伝統				
	生計	ファイナンス				
		雇用	●		●	
		賃金	●	●	●	
		社会的保護		●		●
社会経済	強固な制度平和安定	ジェンダー平等		●		
		市民的自由				
	健全な経済	セクターの多様性				
		零細・中小企業の繁栄			●	
	インフラ	—				
自然環境	経済収束	—				
		気候の安定性	—	●	●	
	生物多様性と生態系	水域				
		大気				
		土壤	●			
		生物種	●	●		
		生息地	●	●		
	サーキュラリティ	資源強度		●		
		廃棄物		●		

なお、インパクトトレーダーによる分析によって抽出されたインパクト項目に対し、当社の事業実態を加味し、以下のインパクト項目については当該理由で修正を行っている。

変更内容	大分類	インパクトエリア	インパクトピックス	PI/NI	変更理由
追加	社会	人格と人の安全保障	自然災害	PI	・森林整備や治山活動を通じて、自然災害の発生抑制に貢献しているため。
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	エネルギー	PI	・バイオマス燃料としての木材利用促進により、クリーンエネルギーの普及に貢献しているため。
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	教育	PI	・従業員への研修受講の推奨や資格取得費用の全額負担などによる資格取得の推進を積極的に行っているため。
	経済	健全な経済	零細・中小企業の繁栄	PI	・他地区の同業他社に対するチェーンソーなどの技術指導を実施しているため。
	環境	生物多様性と生態系	大気	NI	・環境に配慮した車両・建機を使用しており、排気ガスの抑制に貢献しているため。
		サーキュラリティ	資源強度	PI	・省エネ資材としての木材利用促進により、製造工程のエネルギー消費の削減に貢献しているため。
削除	社会	人格と人の安全保障	紛争	NI	・入札や業務委託契約等に基づいて事業活動を行っており、木材の採取により紛争等が発生する可能性はないため。
			現代奴隸	NI	・法令やコンプライアンスを遵守した雇用を行っており、事業活動の中で強制労働を強いることはないため。
			児童労働	NI	・法令やコンプライアンスを遵守した雇用を行っており、児童や未成年を事業に従事させることはないため。
			自然災害	NI	・伐採に関するリスクアセスメントの実施により、自然災害を誘発するような事業活動は行っていない。
		資源とサービスの入手可能性、アクセス可能性、手ごろさ、品質	水	NI	・伐採量と同程度の植林を行うことで、水源の涵養機能の維持を図っているため。
			住居	NI	・伐採に関するリスクアセスメントの実施により、地域の住環境に対して悪影響を及ぼすことはない。
	環境	生計	賃金	NI	・地区内の業界水準を上回る賃金水準かつ収入も安定的であるため。
		平等と正義	民族・人種平等	NI	・外国人労働者を1名採用しているが、民族や人種による差別を行うことはないため。
		生物多様性と生態系	生物種	NI	・環境影響を分析した発注に基づく伐採活動を行っており、みだりに動植物等への侵害を行うことはないため。
			生息地	NI	・環境影響を分析した発注に基づく伐採活動を行っており、みだりに生物の住処等を侵害することはないため。

(4) インパクトニーズの確認

A.日本におけるインパクトニーズ

「SDGs インデックス＆ダッシュボード」を参照し、国内のインパクトニーズと当社のインパクトを確認する。

「SDGs インデックス＆ダッシュボード 2025」は、SDGs の 17 の目標別に日本の達成度を表している。「緑は目標達成」、「黄は課題が残る」、「橙は大きな課題が残る」、「赤は重要な課題が残る」としている。

当社のインパクトに対する SDGs は「3,6,8,11,12,13,14,15」に対して、日本のインパクトニーズでは、「6,8」においては課題が残る、「11」においては大きな課題が残る、「12,13,14,15」においては重要な課題が残るとなっており、国内のインパクトニーズと当社のインパクトが一定の関係性があることを確認した。



(出所) SDGs インデックス＆ダッシュボードより引用

B.青森県におけるインパクトニーズ

当社の主な事業エリアである青森県では、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」(2024-2028)を策定している。当計画の推進にあたっては、SDGs 17 のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGs の理念を踏まえながら各種施策を展開し、SDGs の取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、取組みを「見える化」する制度の運用等により、県民の SDGs に対する認知度向上と主体的な取組みを促していくものと記載されている(第6章「計画の推進」)。

今回特定した当社のインパクトに対する SDGs のゴールは、「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」とも概ね整合しており、当社の取組みは青森県においても重要度が高いものと判断できる。

3 SDGsの理念を踏まえた各種施策の展開

グローバル化が進展する中で、経済・社会・環境をめぐる広範な課題を統合的に解決することを目指す SDGs(持続可能な開発目標)への取組が、国際社会全体で進められています。SDGs の 17 のゴール(目標)の達成に向けては、一人ひとりが自分事として考え、行動することが重要であるとともに、これら 17 のゴール(8つの優先課題⁴⁹を含む)はこの計画における各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、計画の推進にあたっては、SDGs の 17 のゴールとの関連性を念頭に各事業を企画・立案し、SDGs の理念を踏まえながら各種施策を展開します。

また、SDGs の取組主体となる市町村や企業、関係団体等への情報発信や、「青森県 SDGs 取組宣言登録制度」の運用等により、県民の SDGs に対する認知度向上と主体的な取組みを促していきます。

参考:青森県基本計画の政策体系とSDGsの8つの優先課題との関連

SDGsの8つの優先課題	あらゆる人々が活躍する社会・ジエンター平等の実現	健康・長寿の達成	成長市場の創出・地域活性化、科学技術イノベーション	持続可能で強靭な国土と資源の高いインフラの整備	省・再生可能なエネルギー、防災・気候変動対策、循環型社会	生物多様性、森林、海洋等の環境の保全	平和と安全・安心社会の実現	SDGs実施推進の体制と手段
所得向上と経済成長	●		●					
健康を支える医療環境の向上と共生社会の実現	●	●				●		
子どもの健やかな成長	●	●	●			●		
自然環境との調和とその活用	●		●	●	●	●	●	
国内外とつながる交流・物流の拡大	●		●	●				
持続可能な地域社会の形成	●		●			●		
安全で利便性の高いインフラの整備	●		●	●	●	●		
計画の推進	●						●	

※●は特に関連性の強い項目

49 8つの優先課題:国は、「SDGs実施指針」において、SDGs の 17 のゴールと 169 のターゲットのうち、日本として特に注力すべきものとして 8 つの優先課題を決定しています。

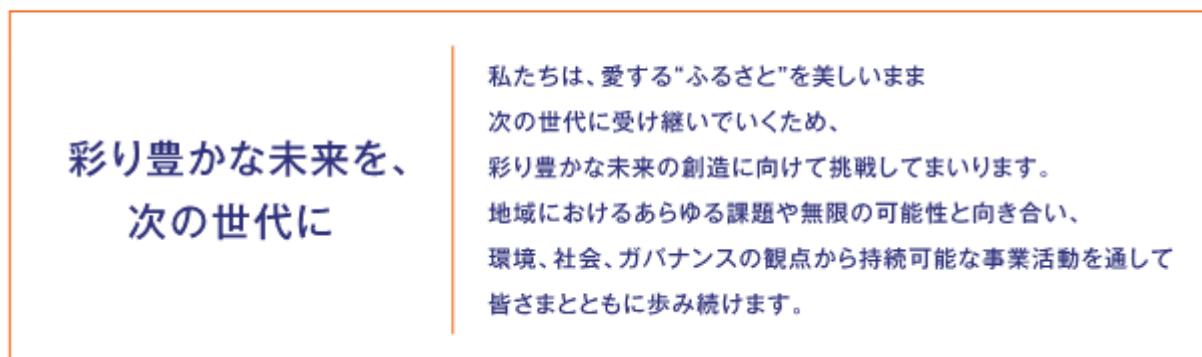
(出所) 青森県基本計画より引用

C.当行が認識する社会課題との整合性

当行親会社であるプロクレアホールディングスでは、2022年4月に「サステナビリティ方針」を策定し、持続可能な地域社会の実現に貢献することを目指している。2024年2月にはプロクレアグループが地域課題の解決を目的として、事業活動において優先的に取り組むべきマテリアリティ（重要課題）を特定し、各マテリアリティに関連してプロクレアグループの事業活動が地域に対しどのようにインパクトを与えるのかを整理するとともに、プロクレアグループの主要な取組みについてはKPIを設定している。

当社の特定したインパクトと当行のサステナビリティ方針は方向性が一致しており、全体的に整合的であると言える。

プロクレアホールディングス サステナビリティ方針



マテリアリティ					
テーマ	マテリアリティ	概要	主な取り組み項目	2023年度実績／KPI(2030年度末まで)	地域へのアウトカム
地域経済	地域経済活性化の支援	<ul style="list-style-type: none"> 人口減少や少子高齢化等の社会課題に直面する地域・取引先を多面的に支援し、地域経済の活性化を牽引する。 	<ul style="list-style-type: none"> 社会的課題解決に取り組む企業の伴走支援 金融教育の提供 	<p>サステナブルファイナンス実行額 557億円／ 6,000億円</p> <p>創業・新事業展開支援件数 629件／ 6,000件</p> <p>事業承継・M&A支援件数 483件／ 4,000件</p> <p>人材紹介支援件数 45件／ 500件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 事業先数の増加 後継者不在を理由にした事業先の減少 県内就業者の増加 金融リテラシー向上と安定的な資産形成の実現
	地域資源の付加価値向上	<ul style="list-style-type: none"> 歴史・文化や人材を始めとする有形・無形の地域資源の付加価値向上や、新たな地域資源の発掘に取り組む。 地域の行政やコミュニティ・若者等と、地域資源活用に向け協働する。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域の持続可能性向上に向けた地公体との連携 地域資源を有効活用する新規事業発掘 地域のDX推進の支援 	<p>新規事業シーズ発照件数 3件／100件</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域資源を有効活用した新規事業の増加 高いスキルを持つ人材の県内での活躍 ふるさとの魅力向上
自然環境	気候変動・脱炭素への対応	<ul style="list-style-type: none"> 当社グループのGHG排出量削減に取り組む。 地域・取引先の気候変動対策への取り組みを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> サステナブルファイナンス(うち環境分野)の推進 TCFD:Scope1~3のGHG排出量の算定と削減策推進 取引先との気候変動対応に向けた対話促進 	<p>サステナブルファイナンス実行額(うち環境分野) 138億円／ 2,000億円</p> <p>Scope1、2削減 ▲35.3%／ ▲55%</p>	<ul style="list-style-type: none"> 青森県のGHG排出量削減目標(2013年度→2030年度で51.1%削減)、2050年カーボン・ニュートラルの達成 気候変動対応や脱炭素に取り組む取引先の増加、地域のリージエンス強化
	自然環境保全への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 自然環境・生物多様性の保全に取り組む。 自然環境と支え合う関係にある農林水産業の持続的な発展を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> サステナブルファイナンス(うち農林水産分野)の推進 農林水産業スマート化支援 森林保全や海岸美化活動への取り組み 	<p>サステナブルファイナンス実行額(うち農林水産分野) 40億円／1,000億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> 農林水産業の生産性向上 森林保全、海岸美化の進展
人的資本	自律人材の育成・活躍促進	<ul style="list-style-type: none"> 職員の成長マインドの醸成と成長機会の提供により、一人ひとりの自律的な専門性向上・能力発揮を促す。 	<ul style="list-style-type: none"> 職員の自律的キャリア形成の支援 経営戦略に沿ったスキルの習得支援 リスキリング促進や外部スキルの取り込みによる人材活用領域の拡大 地域課題解決に向けた人材活躍の支援 	<p>サステナビリティ実績 資格取得者数 85人／500人</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高いスキルや専門性を活用した、地域課題の解決に向けた取り組みの進展 職員のエンゲージメント向上、定着率向上
	ダイバーシティ&インクルージョンの推進	<ul style="list-style-type: none"> 職員の働きやすい環境、柔軟な働き方の整備、及び活躍機会の提供により、多様な人材の活躍を推進する。 多様性を活かす取り組みについて情報発信を行い、地域におけるD&Iをリードしていく。 	<ul style="list-style-type: none"> 働きやすい環境の整備 柔軟な働き方の推進(フレックスタイム・テレワーク等) シニア・障がい者雇用 D&Iの取り組みに係る対外情報発信 	<p>管理職以上に占める女性の割合 青森銀行 13.4% みちのく銀行 30.7%／ 2030年度に 30%以上</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるD&Iの進捗 シニア・障がい者の雇用促進

(出所) 株式会社プロクレアホールディングス「統合報告書 2024」より引用

(5) インパクトの評価

特定したインパクトの発現状況をファイナンス後に測定可能なものとするため、それぞれに対し、目標と KPI を設定する。

① 再造林を通じた森林資源の循環利用

インパクトの種類	環境面において PI を増大/NI を低減
インパクトカテゴリ	PI：気候の安定性 NI：サーキュラリティ（資源強度）
関連する SDGs	 
取組内容	<ul style="list-style-type: none">伐採から再造林を一貫して手掛けることにより森林資源の循環利用を促し、森林による CO₂ の吸収源・貯蔵庫としての機能を高めることで、脱炭素化の実現に貢献する。造林部の人員数に制約はある環境下であるが、国有林はなおのこと、民有林の再造林面積の増加に向けた所有者への周知活動などを通じて、面積の維持・拡大に努める。
目標と KPI	① 再造林を実施する面積の維持 KPI：毎年度 20ha (2024 年度実績：15.85ha)

② ネット・ゼロ実現への貢献

インパクトの種類	環境面において PI を増大/NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：気候の安定性
関連する SDGs	
取組内容	<ul style="list-style-type: none">自社の事業活動によって発生する CO₂ 排出量の算定を行い、環境に対する影響の把握や CO₂ 排出量の削減に向けたアクションプランの検討・実施を行っていく。
目標と KPI	<ul style="list-style-type: none">① CO₂ 排出量の算出 KPI：2026 年度までに実施（2024 年度実績：未計測）② CO₂ 排出量の削減に向けた計画の策定 KPI：2028 年度までに策定（2024 年度実績：未策定）③ CO₂ 排出量削減計画に基づいた取り組みの実施 KPI：毎年度の実施（2024 年度実績：未着手）

③ 安心・安全な職場環境づくり

インパクトの種類	社会面において NI を低減
インパクトカテゴリ	NI：健康および安全性
関連する SDGs	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> 林業業界全体の課題である労働災害の発生防止について、リスクアセスメントや定期的な安全講習等を通じた意識醸成を行い、発生防止に努めていく。 ワークライフバランスの充実や積極的な有給休暇の取得促進を通じて、全ての従業員が働きがいのある職場づくりを行っていく。
目標とKPI	<p>① 休業 4 日以上の労働災害発生防止 KPI：毎期 0 件 (2024 年度実績：0 件)</p> <p>② 平均有給休暇取得率の向上 KPI：毎年度 100% (2024 年度実績：96.79%)</p>

【特定したネガティブインパクトに対して KPI を設定しない理由】

大分類	インパクトエリア	インパクトピックス	PI/NI	KPIを設定しない理由
社会	生計	社会的保護	NI	<ul style="list-style-type: none"> 法定水準以上の福利厚生を整備している他、業務上必要な資格や講習についての費用は、会社が全額負担を行っているため。
	平等と正義	ジェンダー平等	NI	<ul style="list-style-type: none"> 男性・女性の区別なく、活躍でき、働きやすい職場環境を整備しているため。
		その他の社会的弱者	NI	<ul style="list-style-type: none"> 育児や介護と仕事の両立が実現できる人事制度を整理しているため。
自然環境	サーキュラリティ	廃棄物	NI	<ul style="list-style-type: none"> 伐採過程に発生した端材等は極力バイオマス燃料等に再使用することで廃棄物の発生を極力抑えているため。

3. モニタリング

(1) 当社におけるモニタリング体制

当社では、本ファイナンスに取り組むにあたり、取締役 前田 優器 氏が中心となり、インパクトの特定及び目標と KPI の策定を実施した。

本ファイナンス実行後においては、以下の通り担当者を定め、各 KPI の達成状況について定期的に管理・確認を行っていく方針である。

(KPI 管理責任者)

代表取締役 前田 義文 氏

(モニタリング担当者)

取締役 前田 優器 氏

なお、各 KPI の達成状況については、決算期末より 4 ヶ月以内に当行に対して報告する予定である。

(2) 当行によるモニタリング体制

PIF の契約期間中においては、本ファイナンスで策定した KPI の達成状況について、当社と当行が年 1 回以上の話し合う場を設け、その進捗状況を確認する。KPI の進捗状況に応じて、当行は KPI の達成に向けたサポートを適宜実施する予定である。事業環境の変化等により当初設定した KPI が実情にそぐわなくなった場合は、当社と協議の上、再設定を検討する。

【本評価書に関する重要な説明】

1. 本評価書は、当行が現時点で入手可能な公開情報、当社から提供された情報や当社へのインタビューなどで収集した情報に基づいて、現時点での状況を評価したものであり、将来における実現可能性やポジティブな成果等を保証するものではありません。また、当行は本評価書を利用したことにより発生するいかなる費用または損害について一切責任を負いません。
2. 当行が本評価に際して用いた情報は、当行がその裁量により信頼できると判断したものではあるものの、これらの情報の正確性について独自に検証しているわけではありません。これらの情報の正確性、適時性、網羅性、完全性、及び特定目的への適合性その他一切の事項について、明示・黙示を問わず、何ら表明または保証をするものではありません。
3. 本評価書に関する一切の権利は当行に帰属します。評価書の全部または一部を自己使用の目的を超えての使用（複製、改変、送信、頒布、譲渡、貸与、翻訳及び翻案等を含みます）、または使用する目的で保管することは禁止されています。

(本件に関するお問い合わせ先)

〒030-8668

青森県青森市橋本一丁目 9 番 30 号

株式会社青森みちのく銀行

法人コンサルティング部 法人営業課

アソシエイト 富樫 龍也

TEL : 017-777-1120

第三者意見書

2025年12月29日

株式会社 日本格付研究所

評価対象：

有限会社前田林業に対するポジティブ・インパクト・ファイナンス

貸付人：株式会社青森みちのく銀行

評価者：株式会社青森みちのく銀行

第三者意見提供者：株式会社日本格付研究所（JCR）

結論：

本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」に適合している。

また、環境省のESG金融ハイレベル・パネル設置要綱第2項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンスカouncilがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

I. JCR の確認事項と留意点

JCR は、株式会社青森みちのく銀行（「青森みちのく銀行」）が有限会社前田林業（「前田林業」）に対して実施する中小企業向けのポジティブ・インパクト・ファイナンス（PIF）について、青森みちのく銀行による分析・評価を参考し、国連環境計画金融イニシアティブ（UNEP FI）の策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」（モデル・フレームワーク）に適合していること、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項（4）に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススクワースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的であることを確認した。

PIF とは、持続可能な開発目標（SDGs）の目標達成に向けた企業活動を、金融機関等が審査・評価することを通じて促進し、以て持続可能な社会の実現に貢献することを狙いとして、当該企業活動が与えるポジティブなインパクトを特定・評価の上、融資等を実行し、モニタリングする運営のことをいう。

ポジティブ・インパクト金融原則は、4 つの原則からなる。すなわち、第 1 原則は、SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること、第 2 原則は、PIF 実施に際し、十分なプロセス、手法、評価ツールを含む評価フレームワークを作成すること、第 3 原則は、ポジティブ・インパクトを測るプロジェクト等の詳細、評価・モニタリングプロセス、ポジティブ・インパクトについての透明性を確保すること、第 4 原則は、PIF 商品が内部組織または第三者によって評価されていることである。

UNEP FI は、ポジティブ・インパクト・ファイナンス・イニシアティブ（PIF イニシアティブ）を組成し、PIF 推進のためのモデル・フレームワーク、インパクト・レーダー、インパクト分析ツールを開発した。青森みちのく銀行は、中小企業向けの PIF の実施体制整備に際し、これらのツールを参照した分析・評価方法とツールを開発している。ただし、PIF イニシアティブが作成したインパクト分析ツールのいくつかのステップは、国内外で大きなマーケットシェアを有し、インパクトが相対的に大きい大企業を想定した分析・評価項目として設定されている。JCR は、PIF イニシアティブ事務局と協議しながら、中小企業の包括分析・評価においては省略すべき事項を特定し、青森みちのく銀行にそれを提示している。なお、青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、中小企業の定義を、ポジティブ・インパクト金融原則等で参照している IFC（国際金融公社）の定義に加え、中小企業基本法の定義する中小企業、会社法の定義する大企業としている。

JCR は、中小企業のインパクト評価に際しては、以下の特性を考慮したうえでポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークとの適合性を確認した。

- ① SDGs の三要素のうちの経済、ポジティブ・インパクト金融原則で参照するインパクトエリア/トピックにおける社会経済に関連するインパクトの観点からポジティブな

成果が期待できる事業主体である。ソーシャルボンドのプロジェクト分類では、雇用創出や雇用の維持を目的とした中小企業向けファイナンスそのものが社会的便益を有すると定義されている。

- ② 日本における企業数では全体の約 99.7%を占めるにもかかわらず、付加価値額では約 56.0%にとどまることからもわかるとおり、個別の中小企業のインパクトの発現の仕方や影響度は、その事業規模に従い、大企業ほど大きくはない。¹
- ③ サステナビリティ実施体制や開示の度合いも、上場企業ほどの開示義務を有していないことなどから、大企業に比して未整備である。

II. ポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークへの適合に係る意見

ポジティブ・インパクト金融原則 1 定義

SDGs に資する三つの柱（環境・社会・経済）に対してポジティブな成果を確認できること、なおかつネガティブな影響を特定し対処していること。

SDGs に係る包括的な審査によって、PIF は SDGs に対するファイナンスが抱えている諸問題に直接対応している。

青森みちのく銀行は、本ファイナンスを通じ、前田林業の持つうるインパクトを、UNEP FI の定めるインパクトエリア/トピック及び SDGs の 169 ターゲットについて包括的な分析を行った。

この結果、前田林業がポジティブな成果を発現するインパクトエリア/トピックを有し、ネガティブな影響を特定しその低減に努めていることを確認している。

SDGs に対する貢献内容も明らかとなっている。

ポジティブ・インパクト金融原則 2 フレームワーク

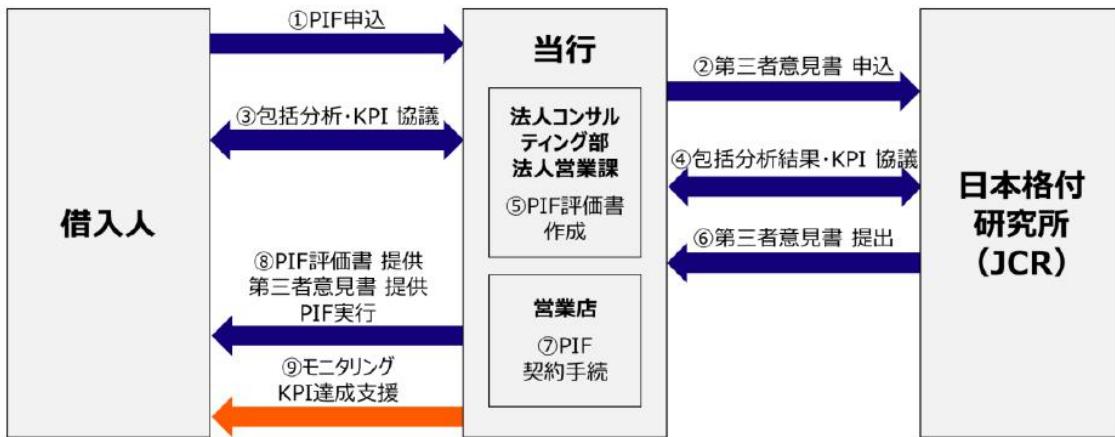
PIF を実行するため、事業主体（銀行・投資家等）には、投融資先の事業活動・プロジェクト・プログラム・事業主体のポジティブ・インパクトを特定しモニターするための、十分なプロセス・方法・ツールが必要である。

JCR は、青森みちのく銀行が PIF を実施するために適切な実施体制とプロセス、評価方法及び評価ツールを確立したことを確認した。

¹ 令和 3 年経済センサス・活動調査。中小企業の区分は、中小企業基本法及び中小企業関連法令において中小企業または小規模企業として扱われる企業の定義を参考に算出。業種によって異なり、製造業の場合は資本金 3 億円以下または従業員 300 人以下、サービス業の場合は資本金 5,000 万円以下または従業員 100 人以下などとなっている。小規模事業者は製造業の場合、従業員 20 人以下の企業をさす。

(1) 青森みちのく銀行は、本ファイナンス実施に際し、以下の実施体制を確立した。

PIF評価体制図



(出所：青森みちのく銀行提供資料)

(2) 実施プロセスについて、青森みちのく銀行では社内規程を整備している。

(3) インパクト分析・評価の方法とツール開発について、青森みちのく銀行内部の専門部署が分析方法及び分析ツールを、UNEP FI が定めた PIF モデル・フレームワーク、インパクト分析ツールを参考に確立している。

ポジティブ・インパクト金融原則 3 透明性

PIF を提供する事業主体は、以下について透明性の確保と情報開示をすべきである。

- ・本 PIF を通じて借入人が意図するポジティブ・インパクト
- ・インパクトの適格性の決定、モニター、検証するためのプロセス
- ・借入人による資金調達後のインパクトレポーティング

ポジティブ・インパクト金融原則 3 で求められる情報は、全て青森みちのく銀行が作成した評価書を通して青森みちのく銀行及び一般に開示される予定であることを確認した。

ポジティブ・インパクト金融原則 4 評価

事業主体（銀行・投資家等）の提供する PIF は、実現するインパクトに基づいて内部の専門性を有した機関または外部の評価機関によって評価されていること。

本ファイナンスでは、青森みちのく銀行が、JCR の協力を得て、インパクトの包括分析、特定、評価を行った。JCR は、本ファイナンスにおけるポジティブ・ネガティブ両側面のインパクトが適切に特定され、評価されていることを第三者として確認した。

III. 「インパクトファイナンスの基本的考え方」との整合に係る意見

インパクトファイナンスの基本的考え方は、インパクトファイナンスを ESG 金融の発展形として環境・社会・経済へのインパクトを追求するものと位置づけ、大規模な民間資金を巻き込みインパクトファイナンスを主流化することを目的としている。当該目的のため、国内外で発展している様々な投融資におけるインパクトファイナンスの考え方を参考しながら、基本的な考え方をとりまとめているものであり、インパクトファイナンスに係る原則・ガイドライン・規制等ではないため、JCR は本基本的考え方に対する適合性の確認は行わない。ただし、国内でインパクトファイナンスを主流化するための環境省及び ESG 金融ハイレベル・パネルの重要なメッセージとして、本ファイナンス実施に際しては本基本的考え方の整合性であるか否かを確認することとした。

本基本的考え方におけるインパクトファイナンスは、以下の 4 要素を満たすものとして定義されている。本ファイナンスは、以下の 4 要素と基本的には整合している。ただし、要素③について、モニタリング結果は基本的には借入人である前田林業から貸付人・評価者である青森みちのく銀行に対して開示がなされることとし、可能な範囲で対外公表も検討していくこととしている。

要素① 投融資時に、環境、社会、経済のいずれの側面においても重大なネガティブインパクトを適切に緩和・管理することを前提に、少なくとも一つの側面においてポジティブなインパクトを生み出す意図を持つもの

要素② インパクトの評価及びモニタリングを行うもの

要素③ インパクトの評価結果及びモニタリング結果の情報開示を行うもの

要素④ 中長期的な視点に基づき、個々の金融機関/投資家にとって適切なリスク・リターンを確保しようとするもの

また、本ファイナンスの評価・モニタリングのプロセスは、本基本的考え方で示された評価・モニタリングフローと同等のものを想定しており、特に、企業の多様なインパクトを包括的に把握するものと整合的である。

IV. 結論

以上の確認より、本ファイナンスは、国連環境計画金融イニシアティブの策定したポジティブ・インパクト金融原則及びモデル・フレームワークに適合している。

また、環境省の ESG 金融ハイレベル・パネル設置要綱第 2 項 (4) に基づき設置されたポジティブインパクトファイナンススタスクフォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」と整合的である。

(第三者意見責任者)

株式会社日本格付研究所

サステナブル・ファイナンス評価部長

菊池 理恵子

菊池 理恵子

担当主任アナリスト

担当アナリスト

川越 広志

任田 卓人

川越 広志

任田 卓人

本第三者意見に関する重要な説明

1. JCR 第三者意見の前提・意義・限界

日本格付研究所（JCR）が提供する第三者意見は、事業主体及び調達主体の、国連環境計画金融イニシアティブの策定した「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性及び環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内に設置されたポジティブインパクトファイナンススクォースがまとめた「インパクトファイナンスの基本的考え方」への整合性に関する、JCR の現時点での総合的な意見の表明であり、当該ポジティブ・インパクト金融がもたらすポジティブなインパクトの程度を完全に表示しているものではありません。

本第三者意見は、依頼者である調達主体及び事業主体から供与された情報及び JCR が独自に収集した情報に基づく現時点での計画又は状況に対する意見の表明であり、将来におけるポジティブな成果を保証するものではありません。また、本第三者意見は、ポジティブ・インパクト・ファイナンスによるポジティブな効果を定量的に証明するものではなく、その効果について責任を負うものではありません。調達される資金が同社の設定するインパクト指標の達成度について、JCR は調達主体または調達主体の依頼する第三者によって定量的・定性的に測定されていることを確認しますが、原則としてこれを直接測定することはありません。

2. 本第三者意見を作成するうえで参照した国際的なイニシアティブ、原則等

本意見作成にあたり、JCR は、以下の原則等を参照しています。

国連環境計画金融イニシアティブ

「ポジティブ・インパクト金融原則」

「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」

環境省 ESG 金融ハイレベル・パネル内ポジティブインパクトファイナンススクウォース

「インパクトファイナンスの基本的考え方」

3. 信用格付業にかかる行為との関係

本第三者意見を提供する行為は、JCR が関連業務として行うものであり、信用格付業にかかる行為とは異なります。

4. 信用格付との関係

本件評価は信用格付とは異なり、また、あらかじめ定められた信用格付を提供し、または閲覧に供することを約束するものではありません。

5. JCR の第三者性

本ポジティブ・インパクト・ファイナンスの事業主体または調達主体と JCR との間に、利益相反を生じる可能性のある資本関係、人的関係等はありません。

■留意事項

本文書に記載された情報は、JCR が、事業主体または調達主体及び正確で信頼すべき情報源から入手したものであります。ただし、当該情報には、人為的、機械的、またはその他の事由による誤りが存在する可能性があります。したがって、JCR は、明示的であると暗示的であると問わらず、当該情報の正確性、結果的的確性、適時性、完全性、市場性、特定の目的への適合性について、一切表明保証するものではなく、また、JCR は、当該情報の誤り、遺漏、または当該情報を使用した結果について、一切責任を負いません。JCR は、いかなる状況においても、当該情報のあらゆる使用から生じうる、機会損失、金銭的損失を含むあらゆる種類の、特別損害、間接損害、付随的損害、派生的損害について、契約責任、不法行為責任、無過失責任その他の責任原因のいかんを問わらず、また、当該損害が予見可能であると予見不可能であるとを問わず、一切責任を負いません。本第三者意見は、評価の対象であるポジティブ・インパクト・ファイナンスにかかる各種のリスク（信用リスク、価格変動リスク、市場流動性リスク、価格変動リスク等）について、何ら意見を表明するものではありません。また、本第三者意見は JCR の現時点での総合的な意見の表明であつて、事実の表明ではなく、リスクの判断や個別の債券、コマーシャルペーパー等の購入、売却、保有の意思決定に関して何らの推奨をするものではありません。本第三者意見は、情報の変更、情報の不足その他の事由により変更、中断、または撤回されることもあります。本文書に係る一切の権利は、JCR が保有しています。本文書の一部または全部を問わず、JCR に無断で複製、翻案、改変等をすることは禁じられています。

■用語解説

第三者意見：本レポートは、依頼人の求めに応じ、独立・中立・公平な立場から、銀行等が作成したポジティブ・インパクト・ファイナンス評価書の国連環境計画金融イニシアティブの「ポジティブ・インパクト金融原則」及び「資金使途を限定しない事業会社向け金融商品のモデル・フレームワーク」への適合性について第三者意見を述べたものです。

事業主体：ポジティブ・インパクト・ファイナンスを実施する金融機関をいいます。

調達主体：ポジティブ・インパクト・ビジネスのためにポジティブ・インパクト・ファイナンスによって借入を行う事業会社等をいいます。

■サステナブル・ファイナンスの外部評価者としての登録状況等

- ・国連環境計画金融イニシアティブ ポジティブインパクト作業部会メンバー
- ・環境省グリーンボンド外部レビュー者登録
- ・ICMA（国際資本市場協会）外部評価者としてオブザーバー登録、ソーシャルボンド原則作業部会メンバー
- ・Climate Bonds Initiative Approved Verifier（気候債イニシアティブ認定検証機関）

■その他、信用格付業者としての登録状況等

- ・信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号
- ・EU Certified Credit Rating Agency
- ・NRSRO：JCR は、米国証券取引委員会の定める NRSRO (Nationally Recognized Statistical Rating Organization) の5つの信用格付クラスのうち、以下の4クラスに登録しています。(1)金融機関、ブローカー・ディーラー、(2)保険会社、(3)一般事業法人、(4)政府・地方自治体、米国証券取引委員会規則17g-7(a)項に基づく開示の対象となる場合、当該開示は JCR のホームページ（<http://www.jcr.co.jp/en/>）に掲載されるニュースリリースに添付しています。

■本件に関するお問い合わせ先

情報サービス部 TEL : 03-3544-7013 FAX : 03-3544-7026

株式会社 日本格付研究所

Japan Credit Rating Agency, Ltd.

信用格付業者 金融庁長官（格付）第1号

〒104-0061 東京都中央区銀座 5-15-8 時事通信ビル